

# 学童保育に関わる用語と仕組みの解説

編集部

本稿では、学童保育に関わる用語と仕組みについて紹介します。

## 児童福祉法

児童福祉法は、児童の福祉を保障する基本を定めた法律です（現時点での最終改定は二〇一九年六月）。第四条で児童を「満一八歳に満たない者」と定義しており、総則には、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利

を有する」（第一条）と、児童福祉法全体に共通する規定が示されています。

学童保育は、一九九七年に「放課後児童健全育成事業」という名称で、児童福祉法・社会福祉法に定められ、法律にもとづく事業として実施されています。また、二〇二二年制定の「子ども子育て支援法」と児童福祉法の改定によつて、市町村が行う「地域子ども子育て支援事業」に位置づけられました。

「児童福祉法」（第三四条八の二）には、市町村（特別区も含む。以下、同）は、国が定めた「省令」をふまえて、学童保育を運営する際の基準を「条例」で定めるとされています。

## 省令

「省令」は、各省の大臣が担当する行政事務（行政権の発動として行う事務）について、法律や政令（内閣が制定する命令）を施行するため、または、法律や政令の特別の委任にもとづいて、各省（機関）から発する命令です（国家行政組織法第一二条一項）。

国は、二〇一四年に厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「設備運営基準」）を定めました。

## 条例

「条例」は、日本国憲法に定められた自治立法権（憲法第九四条）にもとづいて、都道府県や市町村が制定する法律です。成立するには、議会で過半

数の賛成が必要であり、改正・廃止にも議会の議決が必要です。

住民には直接請求の一つとして「条例の制定・改廃の請求制度」が設けられており、有権者数の五〇分の以上の連署がそろっていると条例の制定、または改廃の請求をすることができま

## 省令と条例の関係

現在、学童保育は、国の省令をふまえて市町村が定めた設備運営基準の条例（最低基準）にもとづいて運営されています。

省令には、「従うべき基準」（省令の内容を上回った基準を定めることはできるが、下回った基準をつくることはできない）、「標準」「参酌すべき基準」（省令で定めた基準を参考にして定め

る）があります。

ただし、省令の「従うべき」や「参酌」は、市町村が条例の基準を決めるときのことですから、市町村の定めた条例は、すべて法的拘束力を持つ「最低基準」であり、守らなければならぬものです。

## 放課後児童支援員

「放課後児童支援員」は、学童保育指導員について国が設けた資格の名称です。

二〇二二年の「子ども・子育て支援法」制定と児童福祉法の改定にもなつて、「放課後児童支援員」の認定資格制度が設けられました。「放課後児童支援員」の資格を取得するには、保育士有資格者、社会福祉士有資格者、教諭有資格者、高卒以上で二年以上児童福祉事業に従事した者などの一〇項



目のいづれかに該当する者が、都道府県が実施する（政令市・中核市が行っている地域もあります）一六科目二四時間の「放課後児童支援員認定資格研修」（以下、認定資格研修）を受講し、修了することが必要です。

認定資格研修の目的は、「放課後児童支援員」として必要な知識および技能を補完し、国が設けた「設備運営基準」と「放課後児童クラブ運営指針」にもとづく放課後児童支援員としての役割および育成支援の内容などの共通理解を得るため、職務を遂行するうえで必要最低限の知識と技能の習得とそ